

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

○大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定により変更の届出があつた件二件	三六
○表示を要する普通肥料及びその表示事項を定める件の一部を改正する件	三九
○道路の区域を変更する件二件	三九
○都市計画事業の事業計画の変更を認可した件	三九
○造成宅地防災区域を解除する件	三九
○土地改良区の役員が退任した旨届出があつた件	三〇
○肥料の登録の有効期間を更新した件	三〇
○不在者投票のできる施設の変更した旨届出があつた件	三〇
○不在者投票のできる施設の所在地を変更した旨届出があつた件	三〇
○不在者投票のできる施設の名称及び所在地を変更した旨届出があつた件	三〇
○福島県選挙管理委員会	三〇
○福島県人事委員会	三三
○勤務条件に関する措置の要求に関する規則	三四
○人事行政相談に関する規則の一部を改正する規則	三四

告 示

福島県告示第百五十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六條第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を平成三十年三月六日から同年七月六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県い

わき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市産業振興部商業労政課に備え置いて縦覧に供する。
平成三十年三月六日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）サンデーいわき泉町店 福島県いわき市泉町下川字薬師前七九番地一ほか
変更した事項
- 二 大規模小売店舗の所在地
（変更前）福島県いわき市泉町下川字薬師前七九番地一ほか三十八筆
（変更後）福島県いわき市泉町下川字薬師前七九番地一ほか四十筆
変更した年月日
平成二十九年一月三十一日
- 三 平成二十九年一月三十一日
届出年月日
- 四 平成三十年二月二十二日
届出をした者
- 五 株式会社サンデー
（商業まちづくり課）

福島県告示第百五十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六條第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を平成三十年三月六日から同年七月六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市産業振興部商業労政課に備え置いて縦覧に供する。
平成三十年三月六日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
サンデーいわき泉店 福島県いわき市泉町下川字薬師前七九番地一ほか
変更した事項
- 二 大規模小売店舗の名称
（変更前）（仮称）サンデーいわき泉町店
（変更後）サンデーいわき泉店
変更した年月日
平成二十九年八月十一日
- 三 平成二十九年八月十一日
届出年月日
- 四 平成三十年二月二十二日
届出をした者
- 五 MULプロパティ株式会社
（商業まちづくり課）

福島県告示第百六十号

肥料取締法施行細則（昭和二十五年福島県規則第百三十三号）第四条の規定に基づき、表示を要する普通肥料及びその表示事項を定める件（昭和五十九年福島県告示第百四十八号）の一部を次のように改正し、平成三十年三月六日から施行する。

平成三十年三月六日

福島県知事 内堀雅雄

表の四の項中「別表第1の2の1のア、イ又はウに定めるほ乳動物由来たん白質、家畜たん白質又は魚介類由来たん白質」を「別表第1の2の1に定める動物由来たん白質であつて、同(1)の表の第2欄に定める確認済セラチン等以外のもの」に改める。
（環境保全農業課）

福島県告示第百六十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成三十年三月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月六日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前後の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
		変更前	変更後		
県道相馬浪江線	南相馬市原町区大木戸字北西原二九番三地从り 同 市原町区大木戸字西原二番一二地先まで	九・八〇	一〇・九〇	二六・六〇	三二八・二二
			四二・六〇		三二八・二二

(道路計画課)

福島県告示第百六十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成三十年三月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月六日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前後の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
		変更前	変更後		
県道原町二本松線	南相馬市原町区大木戸字八方内一二番三地从り 同 市原町区大木戸字北西原一四番二地先まで	九・六〇	九・六〇	一四・六〇	二八〇・〇〇
			一七・九〇		二八〇・〇〇

(道路計画課)

福島県告示第百六十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。

平成三十年三月六日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 施行者の名称 いわき市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 いわき都市計画公園事業 四・四・三号 豊間公園
- 三 事業認可の年月日 平成二十四年十二月二十八日
- 四 事業施行期間 (変更前) 平成二十四年十二月二十八日から平成三十年三月三十一日まで
(変更後) 平成二十四年十二月二十八日から平成三十一年三月三十一日まで
- 五 事業地 収用の部分 変更なし
使用の部分 なし

(まちづくり推進課)

福島県告示第百六十四号

宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）第二十条第二項の規定により、造成宅地防災区域の指定（平成二十六年福島県告示第三十二号）を次のとおり解除する。

平成三十年三月六日

福島県知事 内堀雅雄

区 域 名	区 域	区域の範囲
中満造成宅地	双葉郡楡葉町大字北田字中満	次の図のとおり

〔次の図〕は、省略し、その図面を福島県土木部建築総室建築指導課、福島県相双建設事務所建築住宅課及び楡葉町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

(建築指導課)

公 告

公告第四十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。
平成三十年三月六日

福島県知事 内 堀 雅 雄

土地改良区の名称

会津北部土地改良区

退任した役員

役別 氏名

住所

理事 山口 信也 喜多方市熱塩加納町加納字谷地中甲一五二番地

(農村計画課)

公告第四十五号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、肥料の登録の有効期間を次のとおり更新した。
平成三十年三月六日

福島県知事 内 堀 雅 雄

登録番号 (福島県)	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)			その他規格	氏名又は名称	住所	更新した登録の有効期限
			窒素全量	りん酸全量	加里全量				
			6.0	2.0	—				
808	混合有機質肥料	南郷トクト専用肥料2号			含有を許される有害成分の最大量は、公定規格のとおり	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目8番10	平成30年3月3日	

〃	〃	〃	〃	〃	〃
---	---	---	---	---	---

(農業総合センター)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第十一号

福島県公職選挙等執行規程（昭和四十年福島県選挙管理委員会告示第十八号）第八条第四項（第九十九条第一項、第一百十条第一項、第一百一十一条第一項又は第一百十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり不在者投票のできる施設の名称を変更した旨の届出があった。
平成三十年三月六日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠 藤 俊 博

変更前	変更後	変更年月日
有料老人ホームいわきふるさとの楽園	株式会社山木福寿会介護付有料老人ホームいわきふるさとの楽園	平成二九年八月七日

福島県選挙管理委員会告示第十二号

福島県公職選挙等執行規程（昭和四十年福島県選挙管理委員会告示第十八号）第八条第四項（第九十九条第一項、第一百十条第一項、第一百一十一条第一項又は第一百十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり不在者投票のできる施設の所在地を変更した旨の届出があった。
平成三十年三月六日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠 藤 俊 博

変更前	変更後	変更年月日
一般財団法人大原記念財団大原綜合病院 福島市上町六一一	一般財団法人大原記念財団大原綜合病院 福島市上町六一一	平成三〇年一月一日

福島県選挙管理委員会告示第十三号

福島県公職選挙等執行規程（昭和四十年福島県選挙管理委員会告示第十八号）第八條第四項（第九條第一項、第十條第一項、第十一條第一項又は第十二條第一項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり不在者投票のできる施設の名称及び所在地を変更した旨の届出があった。

平成三十年三月六日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

変更前	変更後	変更年月日
特別養護老人ホームエルムホーム	特別養護老人ホーム天生	平成二十九年一月二日
喜多方市塩川町金橋字ドジョウ沼四一九八一二	会津若松市二箕町松長六一二一一	

福島県人事委員会

勤務条件に関する措置の要求に関する規則をここに公布する。

平成三十年三月六日

福島県人事委員会

委員長 今野 順夫

福島県人事委員会規則第九号

勤務条件に関する措置の要求に関する規則

勤務条件に関する措置の要求に関する規則（昭和三十三年福島県人事委員会規則第十号）の全部を改正する。

目次

- 第一章 総則（第一条―第三条）
- 第二章 措置要求（第四条―第十一条）
- 第三章 審査手続（第十二条―第二十条）
- 第四章 判定（第二十一条―第二十三条）
- 第五章 雑則（第二十四条―第二十六条）

附則

第一章 総則

（この規則の目的）

第一条 この規則は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」と

いう。）第八條第八項及び第四十八條の規定に基づき、職員、市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三十五号）第一条及び第二条に規定する市町村立学校の職員並びに法第七條第四項の規定により県が公平委員会の事務の委託を受けた市町村及び地方公共団体の組合の職員（以下「職員等」という。）の勤務条件の措置の要求、審査の手続及び判定に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（当事者）

第二条 法第四十六條の規定に基づく勤務条件に関する措置の要求（以下「措置要求」という。）をする者を「要求者」といい、措置要求事項に関し権限を有する地方公共団体の機関を「当局」という。

2 「当事者」とは、要求者及び当局をいう。

（代理人）

第三条 当事者は、必要があるときは、代理人を選任し、及び解任することができる。

2 代理人は、当事者のために、措置要求に関する一切の行為をすることができる。ただし、措置要求の全部又は一部の取下げは、特別の委任を受けなければならない。

3 当事者が代理人を選任し、又は解任した場合においては、その者の氏名、住所及び職又は職業を書面で人事委員会に届け出なければならない。

4 代理人の行った行為は、当事者が遅滞なく取り消し、又は訂正したときは、その効力を失うものとする。

5 人事委員会から当事者に対する通知その他の行為は、代理人が選任されている場合は、代理人にすれば足りるものとする。この場合において、二人以上の代理人が選任されているときは、いずれか一人の代理人にすれば足りるものとする。

第二章 措置要求

（措置要求）

第四条 措置要求は、措置要求書正副各一通を人事委員会に提出してしなければならない。

2 措置要求を代理人によってする場合は、措置要求書に委任状を添付しなければならない。

3 職員等は、法第四十九條の二の規定により人事委員会に対して審査請求をすることができる処分については、この規則による措置の要求をすることはできない。

（措置要求書）

第五条 措置要求書には、次に掲げる事項を記載し、要求者が記名押印しなければならない。

一 要求者の職、氏名、住所及び所属公署名

二 要求事項

三 要求の具体的事由

四 要求事項について、当局と交渉を行った場合には、その交渉経過の概要

五 措置要求の年月日

措置要求書には、関係書類その他の資料を添付することができる。ただし、審査の

係属中においてもこれらの資料を提出することを妨げない。

3 要求者は、措置要求書の記載事項に変更を生じ、又は事案が解決し、若しくは要求事由が消滅した場合は、速やかにその旨を書面で人事委員会に届け出なければならない。

(共同措置要求)

第六条 措置要求は、その内容が同一である場合は、共同してすることができる。この場合において、共同で措置要求をする者(以下「共同要求者」という。)は、総代を一人互選しなければならない。

2 前項の規定により共同して措置要求をする場合の措置要求書には、前条第一項各号に掲げる事項のほか、共同して措置要求を行う旨を記載し、前項後段の規定により互選された総代が記名押印しなければならない。

3 前項の措置要求書には、共同要求者全員の職、氏名、住所及び所属公署名を記載し、当該共同要求者全員が押印した名簿を添付しなければならない。

(総代の権限)

第七条 総代は、他の共同要求者のために、措置要求の取下げを除き、措置要求に関する一切の行為をすることができる。

2 共同要求者は、総代を通じてのみ、前項の行為をすることができる。

3 共同要求者に対する人事委員会の通知その他の行為は、総代に対してすれば足りるものとする。

(措置要求書の調査)

第八条 人事委員会は、措置要求書が提出されたときは、措置要求書の記載事項、添付書類、要求事項、要求者の資格等について調査するものとする。

2 前項の規定による調査の結果、措置要求書に不備の点があるときは、人事委員会は、期間を定めて要求者にその不備の補正を命ずることができる。この場合において、不備が軽微であつて、事案の内容に影響のないものであるときは、人事委員会は、職権により補正することができる。

(措置要求の受理又は却下)

第九条 人事委員会は、前条の規定による調査を行った後に、その措置要求の受理又は却下を決定するものとする。この場合において、次に掲げる措置要求については、却下するものとする。

- 一 措置要求をすることができない者によつてされた措置要求
- 二 法第四十六条に規定する勤務条件に該当しないことが明らかなる事項についてされた措置要求
- 三 法第五十五条第三項に規定する地方公共団体の事務の管理及び運営に関する事項に該当することが明らかなる事項についてされた措置要求
- 四 要求事項が既に実現された措置要求
- 五 客観的にみて実現が不可能であることが明らかなる事項についてされた措置要求
- 六 前条第二項の規定による補正命令に従つた補正がされない措置要求
- 七 前各号に掲げるもののほか、不適法にされた措置要求で不備を補正することができ

きないもの

2 人事委員会は、措置要求を受理すべきものと決定したときは、その旨を当事者に通知するとともに措置要求書の副本を当局に送付し、却下すべきものと決定したときは、理由を付して、その旨を要求者に通知しなければならない。

(受理後の却下)

第十条 人事委員会は、受理した措置要求が、前条第一項の規定により却下すべきものであつたことが明らかになったときは、その措置要求を却下するものとする。この場合において、理由を付して、その旨を当事者に通知するものとする。

(交渉の勧奨)

第十一条 人事委員会は、適当であると認めるときは、第九条第一項の決定を行う前に、関係当事者に対して、要求事項について交渉を行うように勧奨することができる。

第三章 審査手続

(審査委員の指名等)

第十二条 人事委員会は、措置要求を受理した場合において必要があると認めるときは、人事委員会委員又は事務局長を審査委員に指名し、第十五条から第十八条までに規定する人事委員会の権限に属する事務を行わせることができる。

2 人事委員会は、前項の規定により審査委員を二人以上指名したときは、当該審査委員のうち一人を審査委員長に指名しなければならない。

(審査の併合又は分離)

第十三条 人事委員会は、必要があると認めるときは、当事者の申請又は職権により、措置要求の審査を併合し、又は分離することができる。

2 人事委員会は、前項の規定により措置要求の審査を併合し、又は分離したときは、その旨を当事者に通知するものとする。

(代表者)

第十四条 審査の併合に係る事案の要求者は、その要求者のうちから代表者一人を選任し、及び解任することができる。

2 人事委員会は、代表者が選任されていない場合で必要があると認めるときは、代表者を選任させることができる。

3 要求者が代表者を選任し、又は解任したときは、書面により人事委員会に届け出なければならない。

4 代表者は、併合に係る事案の要求者のために、措置要求の取下げを除き、その事案の審査に関する一切の行為をすることができる。

5 前条第一項の規定に基づき併合された措置要求について、審査を分離した場合及び他の措置要求の審査との併合を行った場合には、第一項に規定する措置要求の代表者は、その地位を失う。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 併合された審査を分離した場合において、なお代表者のした措置要求と審査が併合されている他の措置要求の要求者がその代表者に関し異議を述べないとき。
- 二 他の措置要求の審査との併合を行った場合において、当該他の措置要求の要求者

6 その代表者に関し異議を述べないとき。
代表者が選任されている場合は、要求者に対する人事委員会の通知その他の行為は、代表者に対してすれば足りるものとする。

(審査の方式)
第十五条 措置要求の審査は、書面によるものとする。ただし、人事委員会は、事案の審査のため必要があると認めるときは、口頭審理を行うことができる。

2 前項の規定による口頭審理の手続に関しては、不利益処分についての審査請求に関する規則（昭和三十三年福島県人事委員会規則第十一号）の規定を準用する。

(審査の手続)

第十六条 人事委員会は、当局に措置要求書の副本、その資料等を送付し、期間を定めて、意見書及び必要な資料の提出を求めることができる。

2 人事委員会は、必要があると認めるときは、要求者に当局の意見書の副本を送付し、相当の期間を定めて、要求者に意見書に対する反論書の提出を求めることができる。

3 人事委員会は、前二項の規定により書面の提出を求めるほか、必要があると認めるときは、当事者に対し、相当の期間を定めて、主張を記載した書面の提出を求めることができる。

4 人事委員会は、必要があると認めるときは、当事者に対し、相当の期間を定めて、資料の提出を求めることができる。

5 当事者は、審査の終了までは、いつでも主張を記載した書面及び必要な資料を人事委員会に提出することができる。

(事実調査)

第十七条 人事委員会は、事案の審査のため必要があると認めるときは、要求者、要求者の所属長その他関係者から意見を徴し、又はこれらの者に対し資料の提出を求め、若しくは出頭を求めてその陳述を聴き、若しくはその他必要な事実調査を行うことができる。

2 人事委員会は、事案の審査のため必要があると認めるときは、証人の出頭を求め、証言を求めることができる。この場合において人事委員会は、証人に対し、口頭による証言に代えて口述書を提出させることができる。

(あつせん)

第十八条 人事委員会は、適当であると認めるときは、事案の審査の係属中においても、事案が適切に解決されるように、関係当事者間のあつせんを行うことができる。

(措置要求の取下げ)

第十九条 要求者は、人事委員会が事案について判定を行うまでの間は、いつでも、措置要求の全部又は一部を取り下げることができる。

2 措置要求を取り下げようとするときは、書面でその旨を人事委員会に申し出なければならぬ。

3 措置要求のうち、取下げのあつた部分については、初めから係属しなかつたものとみなす。

4 人事委員会は、措置要求の取下げがあつたときは、その旨を当局に通知するものと

する。

(審査の打ち切り)

第二十条 人事委員会は、係属している措置要求が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、事案の審査を打ち切り、当該措置要求を却下することができる。

一 要求者が死亡し、又は退職したとき。

二 要求者の所在不明により審査を継続することができなくなつたとき。

三 当事者間の交渉若しくはあつせんによる解決又は措置要求の事由の消滅により審査を継続する必要がなくなつたとき。

四 要求者が措置要求を継続する意思を放棄したと認められるとき。

五 前各号に掲げる場合のほか、事案の審査を継続する必要がなくなつたと認められるとき。

2 人事委員会は、前項の規定により措置要求を却下したときは、書面により、当事者にその旨を通知するものとする。

第四章 判定

(判定及び判定書の送付)

第二十一条 人事委員会は、審査を終了したときは、その結果に基づいて速やかに判定を行い、判定書を作成しなければならない。

2 前項の判定書には、次に掲げる事項を記載し、人事委員会委員の全員がこれに記名押印しなければならない。

一 当事者の表示

二 主文

三 理由

四 判定の年月日

3 人事委員会は、判定書の正本を当事者に送付するものとする。

(勧告等の措置)

第二十二条 人事委員会は、判定の結果必要があると認めるときは、その権限に属する事項について自らこれを実行することとし、その権限に属さない事項については当該事項に関し権限ある当局に対し必要な勧告をしなければならない。

2 人事委員会が前項の勧告をする場合は、当局に対し勧告書を送達するとともに、要求者にその写しを送付するものとする。

(判定書の更正)

第二十三条 人事委員会は、判定書に誤字、脱字その他これに類する明白な誤りがある場合には、いつでも、当事者の申出又は職権により更正することができる。

2 判定書の更正は、判定書の原本及び正本に附記して行うものとする。ただし、正本に附記することができないときは、更正通知書を当事者に送付して行うものとする。

第五章 雑則

(審査の費用)

第二十四条 審査の費用は、次に掲げるものを除くほか、それぞれ当事者の負担とする。

一 人事委員会が職権で呼出しを行った証人の宿泊料、旅費及び日当

- 二 人事委員会が職権で行った事案の調査及びあっせんに関する費用
 三 人事委員会が文書の送付に要した費用
 (文書の送付)

第二十五条 文書の送付は、使送又は郵便によって行う。

2 文書の送付は、これを受けるべき者の所在が知れないときその他文書を送付することができないときは、公示の方法により行うことができる。

3 公示の方法による送付は、人事委員会が当該文書を保管し、いつでもその送付を受けるべき者に交付する旨又はその内容の要旨を福島県報に掲載して行うものとする。この場合において、福島県報に掲載された日から十四日を経過した時に当該文書の送付があったものとみなす。

(雑則)

第二十六条 この規則に定めるもののほか、措置要求、審査手続及び判定に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
 2 この規則による改正後の勤務条件の措置の要求に関する規則(以下「新規則」という。)の規定は、この規則の施行の日の前から引き続いて係属している措置要求についても適用する。この場合において、この規則による改正前の勤務条件の措置の要求に関する規則の規定により行われた手続は、新規則の相当規定により行われたものとみなす。

(総務審査課)

人事行政相談に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月六日

福島県人事委員会

委員長 今 野 順 夫

福島県人事委員会規則第十号

人事行政相談に関する規則の一部を改正する規則

人事行政相談に関する規則(平成十七年福島県人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「勤務条件に関する措置の要求に関する規則(昭和三十三年福島県人事委員会規則第十号)第五条」を「勤務条件に関する措置の要求に関する規則(平成三十年福島県人事委員会規則第九号)第九条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(総務審査課)